

平成 28 年 3 月 25 日

許認可等の統一的把握結果

- 「許認可等の統一的把握」は、昭和 60 年の閣議決定に基づき、総務省が各府省等の協力を得て実施
- 把握対象は、国の事務として行う許可、認可、届出等。法律、政令等の条項ごとの用語を 1 事項として把握
- 把握内容は、許認可等の事項、府省・局等名、根拠法令、用語、処分権者、対象者等
- 今回の調査（平成 27 年 4 月 1 日現在で把握）は、中央省庁等再編後 8 回目の把握

(連絡先)

総務省行政評価局

評価監視官（内閣、総務、規制改革等担当）

担当：高橋、大城、伊神

電話：03-5253-5442（直通）

FAX：03-5253-5436

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/kyoninka.html

許認可等の統一的把握の結果

平成27年4月1日現在の許認可等の根拠条項等数

○ 14,908

(参考) 平成26年4月1日現在

○ 14,818

府省等ごとの許認可等の根拠条項等数

府省等名	根拠条項等数	府省等名	根拠条項等数
内閣官房・内閣府	89	財務省	807
公正取引委員会	20	文部科学省	466
国家公安委員会	86	厚生労働省	2,398
金融庁	2,243	農林水産省	1,673
消費者庁	47	経済産業省	2,206
総務省	703	国土交通省	2,699
法務省	337	環境省	1,061
外務省	43	防衛省	30
		合計	14,908

(注) 内閣官房・内閣府には特定個人情報保護委員会（現個人情報保護委員会）の数が含まれている。

許認可等の根拠条項等数の増加の例

- **電気事業法等の一部を改正する法律**(平成26年法律第72号)による「**小売電気事業の登録**」、「**送電事業の許可**」、「**卸電力取引所の指定**」等（新設:55 廃止:37）

主な内容

平成28年4月に電気の小売業への参入が全面自由化されることから、従来の「一般電気事業」、「特定規模電気事業」という類型から、発電、送配電、小売の3つの類型に見直し、それぞれ必要な規制を課す体系に改める。また、小売分野の自由化に伴い、卸電力取引所での取引の重要性が増すため、現在、私設・任意で運営されている卸電力取引所を法定化する。

- **地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律**（平成26年法律第83号）の制定に伴う**医療法**(昭和23年法律第205号)の改正による「**臨床研究中核病院の承認**」、「**医療事故調査・支援センターの指定**」等（新設:18 廃止:1）

主な内容

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的な役割を担う病院としての臨床研究中核病院を法律上位置付ける。また、医療の安全を確保するため、医療事故に係る調査を行う医療事故調査・支援センターについて定める。

- **建築基準法の一部を改正する法律**(平成26年法律第54号)による「**特殊の構造方法又は建築材料の認定**」等（新設:10）

主な内容

現行の建築基準では対応できない新建築材料や新技術について、国土交通大臣の認定制度を創設する。

(参考)許認可等の統一的把握について

○ 許認可等の統一的把握は、法令等に基づく許認可等の状況を定量的に示すもの

← 昭和60年から実施

〔「当面の行政改革の具体化方策について」(昭和60年9月24日閣議決定)
「昭和61年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」(昭和60年12月28日閣議決定)〕

許認可等の範囲

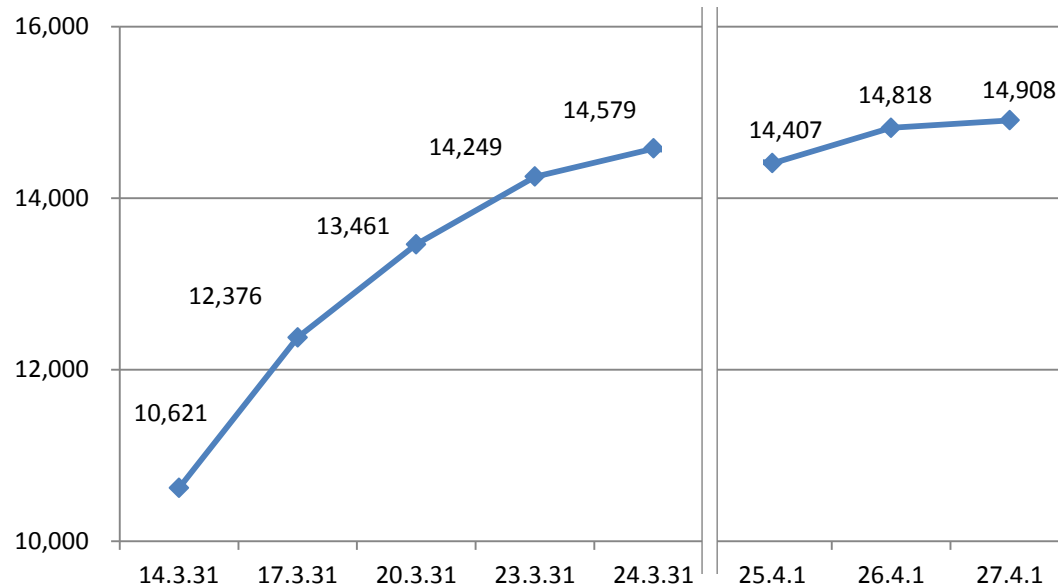
○ 国民の申請、出願等に基づき、行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、「許可」等の用語を使用しているもの

(許可、認可、免許、承認、検査、登録、届出、報告等)

許認可等の数え方

○ 法令等の中で、「許可」等の用語が含まれている「条項等」をカウント

根拠条項等数の推移



(注) 複数の府省等が関係する許認可等について、平成24年3月31日現在までは、許認可等の処分権者ごとに数えており、25年4月1日現在以降は、許認可等の根拠法令を所管する府省等ごとに数えている。